

各 位

会 社 名 株 式 会 社 髙 島 屋 代表者名 取締役社長 鈴木 弘治 (コード番号 8233 東証第一部) 問合せ先 広報・IR室長 加藤 ナナ (TEL. 03-3211-4111)

2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成25年11月25日の取締役会決議に基づく2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2)	転換価額	1,445円
	(参考)	
	発行条件決定日(平成25年11月25日)における株価等の状況	
	イ. 東京証券取引所における株価(終値)	997円
	ロ. アップ率 [{(転換価額)/(株価(終値))-1}×100]	44. 93%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(ご参考)2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社債の額面総額
- 400億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額 合計額を合計した額
- (2) 発行決議日
- の払込期日
- (4) 新株予約権を行使することが できる期間

2013年11月25日

(3)新株予約権の割当日及び社債 2013年12月11日(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同

2013年12月25日から2018年11月27日まで(行使請求受付場所現 地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の 東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないこ とが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債 の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、ま た③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時 までとする。上記いずれの場合も、2018年11月27日(行使請求受 付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはでき ない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要である と当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌 日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する 期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記 にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本にお ける暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その 東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式 等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定する ために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せ て「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又 は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京 における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又 は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京 における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本 新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の 振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使 に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された 場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することがで きる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することが できる。

- (5) 償還期限
- (6) 潜在株式による希薄化情報

2018年12月11日

今回のファイナンスを実施することにより、2013年11月25日現 在の発行済株式総数(自己株式を除く。以下同じ。)に対する潜 在株式数の比率は14.03%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的と して作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

び2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新 株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発 行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値でありま す。なお、当社は新株予約権付社債を発行しているため、直近 の発行済株式総数は、平成25年10月31日現在の数字である 330,827,625株として計算しております。

Ⅱ. 2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下Ⅱ. において「本新株予約権付社債」と いい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本社債の額面金額と同額とする。 (2)転換価額 1,345円 (参考) 発行条件決定日(平成25年11月25日)における株価等の状況 イ. 東京証券取引所における株価(終値) 997円

(ご参考)2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

ロ. アップ率 [{(転換価額)/(株価(終値))-1}×100]

(1) 社債の額面総額

250億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額 合計額を合計した額

34.90%

(2) 発行決議日

2013年11月25日

の払込期日

(3)新株予約権の割当日及び社債 2013年12月11日(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同 じ。)

できる期間

(4) 新株予約権を行使することが 2013年12月25日から2020年11月27日まで(行使請求受付場所現 地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の 東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないこ とが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債 の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、ま た③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時 までとする。上記いずれの場合も、2020年11月27日(行使請求受 付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはでき ない。

> 上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要である と当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌 日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的と して作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記 にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本にお ける暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その 東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式 等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定する ために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せ て「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又 は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京 における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又 は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京 における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本 新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の 振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使 に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された 場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することがで きる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することが できる。

(5) 償還期限

2020年12月11日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、2013年11月25日現在の発行済株式総数(自己株式を除く。以下同じ。)に対する潜在株式数の比率は14.03%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及 び2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新 株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発 行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値でありま す。なお、当社は新株予約権付社債を発行しているため、直近 の発行済株式総数は、平成25年10月31日現在の数字である 330,827,625株として計算しております。

※詳細は、平成25年11月25日付け当社プレスリリース「2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。